

地方局説明会後にいただいた追加質問に対する回答

令和6年11月25日

経済産業省

大臣官房 産業保安・安全グループ

製品安全課

2024年10月11日から10月25日にかけて行った「製品安全法令改正の説明会」の後にいただいた追加質問について以下のとおり回答します。なお、「質問」の欄は、いただいた追加質問をそのまま掲載しておりますが、一部企業が特定されてしまう情報は削除等しています。

本回答は2025年2月頃を目安にホームページへの掲載を終了する予定です。

製品安全4法改正を踏まえた制度整備に関する検討状況については、以下の審議会の資料も参考にしてください。

https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/022.html

	質問	回答
特定輸入事業者に関する質問	<p>●中国から直接販売でEMSで送ってくる場合はど輸入事業者がない場合は誰になりますか？</p> <p>●海外事業者が現行法の輸入事業者を経由して輸入販売しているが、ECサイトで特定商取引法上、海外の販売者名・住所で出店している場合、改正後は輸入事業者としてではなく、海外の販売者が特定輸入事業者として届出をしなければいけないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>●1. 届け出をしなくてはならない人は？</p> <p>ネットモールなどの海外から直接日本の個人へ販売する場合は国内管理人とおっしゃっていましたが業として輸入をしている事業者である私たちが（個人ではなく）輸入しているものはこの規制</p>	<p>特定輸入事業者とは、製品安全4法上の国内の輸入事業者を介さずに、海外から日本国内の消費者に対して製品を直接販売する者のことであり、今回の法改正で規制対象として明確化されました。当該販売の多くは、オンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を通じて行われますが、海外の事業者が自社ECサイトで行われる場合もあります。したがって、自社サイト及びEMS（国際スピード郵便）を利用するなどして、中国から日本国内の消費者に対して製品を直接販売する事業者は、特定輸入事業者として製品安全4法に基づく対応をする必要があります。なお、特定商取引に関する法律の詳細は承知しておりませんが、製品安全4法においては、海外の事業者と国内の消費者が直接売買契約を締結しているような場合には、製品安全4</p>

	<p>に関して輸入者（輸入事業者）が届け出義務を負うという認識であっておりますでしょうか。つまり、輸入時の他法令のひとつ、と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>●消安法改正において、国内管理人の設置が求められていると存じます。</p> <p>海外に所在する店舗であっても PS マークを適切に取得し、日本国内のユーザーに安全な商品を販売している場合、国内管理人の設置は必要となるのでしょうか？</p> <p>それとも、直接日本国内のユーザーに直送することが問題であるため国内管理人の設置となるのでしょうか？</p> <p>●1. 海外から PS マークがついたモバイルバッテリーを購入し、発火事故が発生して火災になった場合、損害賠償請求の相手は特定輸入事業者だけになるか。（国内管理人に対して請求することは可能か。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. また、特定輸入業者が廃業しており、所在が補足できない場合はどうなるか。 2. また、国内管理人が在留外国人で、既に本国へ帰国して所在が分からない場合はどうなるか。（DPF には何らかの責任が発生するか。） 	<p>法上の輸入事業者を介することはないと考えられますので、当該海外の事業者が特定輸入事業者として製品安全 4 法上の対応を行う必要があると考えられます。</p> <p>規制対象製品を事業として扱う場合に、特定輸入事業者は現行の製造・輸入事業者と同様に届出が必要ですが、届出を行う際に国内管理人を選任する必要がある、という点で、既存の製造・輸入事業者との違いがあります。特定輸入事業者が PS マークを表示するためには届出を行うことが必須であり、届出を行うためには、国内管理人を選任することが必須となります。仮に取引 DPF 上の規約等において、海外の事業者に対して適切な PS マークの表示を求めるなど、国内の事業者と同内容の義務を課していたとしても特定輸入事業者が国内管理人の選任を免除されることはありません。</p> <p>なお、国内管理人はあくまで製品安全 4 法に係る執行等の観点から特定輸入事業者が選任すべき者として法定されるものです。製品安全 4 法においては、事故が起きた際の損害賠償の責任について何ら定めるものではなく、国内管理人であることをもって直ちに製品に起因する損害賠償の責任を負うことは予定しておりません。</p>
国内管理人に関する質問	<p>●国内管理人としての新事業を行うべく準備を進めております。</p> <p>下記質問させていただきますので、御確認頂けます様、お願い致します。</p>	<p>特定輸入事業者と国内管理人の委託契約において定めなければならない内容は、今後可能な限り早期に省令で定めることを予定しております。「消安法の規定により主務大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与され</p>

	<p>①国内管理人については今後省令で明確に規定されるとのことでしたが、国内管理人と特定輸入事業者の間の契約書の内容について、ひな形や、必ず締結すべき事項を教えてくださいませんか。</p> <p>②<国内管理人の要件(案)>として、「消安法の規定により主務大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていることのほか、必要な事項を定めた契約関係にあることなど」とありますが、これは、別途、国内管理人としての条件が更に定められ、国内管理人としても登録・契約等必要ということでしょうか。</p> <p>或いは上記①の契約書の内容のことでしょうか。</p>	<p>ていること」についても、当該委託契約において定めなければならない内容とする予定です。</p> <p>また、国内管理人はあくまで特定輸入事業者が選任するものです。国内管理人の氏名等を国に届け出る必要はありますが、国が登録を行うものではありません。なお、届出の際、委託契約書については、その写しを国に対して提出してもらうことを予定しております。</p>
取引 DPF に関する質問	<p>●海外通販サイトから直接購入の場合は日本の法規からは外れてしまいますか？国内管理人は置かないと思われませんが。</p>	<p>今回の法改正では、消費者と販売事業者らが売買を行う場を提供する者を取引 DPF 提供者とし、一定の責務等を規定しました。取引 DPF とは、オンラインモールやオークションサイトを想定しており、自社 EC サイトは該当しません。仮に海外の自社 EC サイトを利用するなどして日本の消費者向けに直接製品を販売している場合、特定輸入事業者としての届出及び届出に際して国内管理人の選任が必要です（上記「特定輸入事業者に関する質問」への回答と同）。</p> <p>なお、製品安全 4 法の対象となる取引 DPF は、日本の消費者向けに取引の場を提供しているものに限りませんが、取引 DPF 又は取引 DPF 提供者が日本に所在するか、海外に所在するかは問いません。日本の消費者向けの取引 DPF か否かについては、個別の取引 DPF ごとに判断を行う必要がありますが、日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送方法を確保しているか、日本</p>

		<p>円での価格表記があるかなど、様々な要素を総合的に勘案して判断されます。</p>
<p>子供用特定製品の新たなマーク（新 PS マーク）に関する質問</p>	<p>●マークの表記用データ、寸法、色、位置（PKG のどこか、または製品本体のどこか）等の表示要件の周知はどのタイミングで実施されますか。</p> <p>●既に 2025 年発売の物の準備をしているので、PSC マークの表記はどのようになるのか？明細を公表出来ないのはわかるが、他の PS マークを参考に準備していればいいのか？</p> <p>発売後につけるのであればパッケージに場所を空けることや、商品に記載が必要となるのであれば金型を作っている今の段階から準備をしておきたい。</p> <p>●質問②新 PSC マークについて</p> <p>内容→商品の PSC 申請方法とラベル（印刷、シール等）の依頼方法、コスト、ガイドライン、スケジュールについて決まっておりましたらご教授いただきたいです。</p> <p>理由→商品購入先の海外企業（工場）、商品数が多数あるため、PSC 認定と商品パッケージ表示方法のオペレーションフローを事前に準備したいため。</p>	<p>子供用特定製品に表示することを求める新たなマーク（新 PS マーク）については、今後可能な限り早期に省令で定めることを予定しております。現時点の案は 2024 年 10 月 23 日に開催された産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会及び消費経済審議会 製品安全部会 合同会議の資料 1 の P11 に掲載しており、経済産業省 HP から御覧いただけます。</p> <p>また、マークの表示場所については、玩具等の子供用製品は、本体への表示が難しい可能性があることを踏まえ、容器包装への表示を可能とする方向で検討を進めております。</p>
<p>乳幼児用玩具の技術基準に関する質問</p>	<p>●子供用特定製品の省令が採用される技術基準は主に IS08124 を参照されますか、それともオリジナル基準を起草されますか</p> <p>●海外基準の未適応の玩具の流入を防ぐという目的での改正との話でしたが、例えば海外の玩具基準に適合していれば、今後制定される国内基準適</p>	<p>子供用特定製品の技術基準は、今後、政令で定める製品ごとに、省令で定めることを予定しています。今般、子供用特定製品に指定する方向で検討を進めている 3 歳未満向け乳幼児用玩具の技術基準は、省令において性能規定として定め、その適合を確認するために参考となる規格として、IS08124、EN71、ASTM F963 を明示するこ</p>

	<p>合と同様と判定するような施策は検討されていますでしょうか？</p> <p>●3歳未満の玩具でPSマークを取得していればSTマークは取得しなくても大丈夫ということでしょうか？</p> <p>●2. ST基準との違いは理解したつもりですが、厚生労働省管轄の食品等輸入届（食品衛生法）とはどのような関係になりますでしょうか。食品衛生法のおもちゃの規格基準は主に溶出などに関する規制が多いので、紐が首を絞めてしまう可動か、というような規制はないと理解しています。（違っていたらごめんなさい。）まったく別の基準（＝関係はない）ということでしょうか。食品衛生法の対象は乳幼児（6歳未満）と言うところも違いますし。何か関係がございましたら教えていただければ幸いです。ネットモールが増えてきたからこそこの改正なのだろうということは理解しましたが、そうではない一般の輸入者が追加で何をしなくてはならないか、を知りたいです。どうぞよろしくをお願いします。</p>	<p>とを検討しています。したがって、IS08124等に適合する製品は、消費生活用製品安全法（消安法）の技術基準にも適合するものと判断できるようにする方向で検討しています。</p> <p>STマーク制度は、（一社）日本玩具協会が運用する任意の認証制度であり、国が定める新PSマークとは、対象とする製品や確認事項が異なると承知しています。特に、新PSマークを貼付するための技術基準には含まれない、化学的な特性に係る安全性等の確認のために、STマークを取得することには一定の意義があると考えられます。</p> <p>食品衛生法における基準と消安法における基準については、重複することがないように整理しており、食品衛生法では化学物質に係る基準が設けられているため、消安法ではそれ以外の観点における、例えば、窒息、外傷、火傷等を防止するための基準を検討しているところです。また、別の法律であるため、規制対象製品、検査方法、諸手続き等は異なります。</p>
<p>乳幼児用玩具に必要な表示に関する質問</p>	<p>●内容→警告と注意の内容はある程度定型化されたものが公布されるものでしょうか。それとも任意でしょうか。</p> <p>理由→どのような商品でもある程度自社基準で記載する文言を決めている場合が多いと思うのですが、特に注意についてどこまで記載すればよいか</p>	<p>対象年齢を含む子供用特定製品に必要な表示は、製品ごとに今後省令で定めることを予定しており、必ず表示することが必要な文言を可能な限り具体的に分かりやすくお示ししたいと考えています。ただし、フォントサイズ、ルビ等の表示形式については、必ずしも詳細に規定することは予定しておらず、製品本体又は容器包装等に</p>

	<p>の判断基準がわからずお伺いしたいです。また玩具の特性上大きさが小さいものには書ききれない場合も想定され、読めるフォントサイズで記載する場合どこまでというのが気になりました。</p> <p>具体的には・・・</p> <p>(1) 定型化という意味でピクト表示が区分としてあると思いますが、それは共通化される予定でしょうか。</p> <p>(2) ルビを入れる入れないなどは基準化される予定でしょうか。</p> <p>(3) ミニカーなどパッケージサイズが小さいものは警告のみでも可となりますでしょうか。</p> <p>●対象年齢表記は ST はルビが必要だが、PSC マークにはルビは不要か？</p>	<p>おける表示スペースや配置等のデザインを過度に制限することがないように配慮したいと考えています。</p> <p>なお、玩具について、警告文言に代えて、絵文字や図形等によって警告内容を示すピクト表示を義務付けることは現在予定しておりませんが、任意でピクト表示を並記されることは問題ありません。</p>
<p>子供用特定製品の使用年齢基準に関する質問</p>	<p>●2. 対象年齢について、使用年齢基準の設定を検討されているとのことですが、こちらは製品の機能や用途以外に例えば玩具のコンテンツ等でも判断されるようなことは検討されていますでしょうか？</p> <p>例えば、アンパンマン等幼児向けコンテンツの製品を15歳以上の対象年齢と規定した場合、基準に抵触する等</p> <p>●P.13で「広告から合理的に推測される対象年齢」とあるが、広告を出す前の審査の段階ではパッケージでの表記を指しているのか？</p>	<p>子供用特定製品の使用年齢基準は、なるべく早期に省令で定めることを予定しています。現時点の案としては、令和6年11月11日に公示した「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）」p32のとおり、</p> <p>一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること</p> <p>二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと</p> <p>三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと</p>

		<p>四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、子供の保護者等が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこととすることを検討しています。</p> <p>このため、モチーフにしているキャラクター等のコンテンツによって、保護者等が合理的に推測できる年齢が決まることも想定され得ます。</p> <p>なお、P13に記載のある公告には、店頭ポップやテレビ・WEB等による広告のほか、商品パッケージにおける商品広告も含むことを想定しています。</p>
<p>中古品特定に関する質問</p>	<p>●規制対象の範囲を知りたい。</p> <p>「中古品は子供用特定製品のカテゴリーを創設し、対象商品を事前規制化し、製品には技術基準に適合した旨の表示および対象年齢や使用上の注意事項に関する表示を義務化。」</p> <p>中古品でパッケージなどが無いものを販売事業者が安全確保を条件で特例措置を検討とは、販売事業者(一次消費者)が製造業者やどこかに許可をとるのか？</p>	<p>中古品特例の要件については、申請先も含め現在検討中です。</p>
<p>工場の届出を不要とする要件に関する質問</p>	<p>●P20 についてですが、機器の設計が国内事業所にあり、複数の海外関連会社から輸入しているようなケースでも、工場の所在地の届出不要の対象となりますでしょうか？</p> <p>●p20 のスライドで改正により今後は工場の所在地の届け出が不要となるという事ですが、同一設計の製品を複数の会社(工場)で製造している場合は、今後は申請を一つにまとめられるという事でしょうか？</p>	<p>工場の所在地等の届出を不要とする届出事業者の要件については、今後なるべく早期に省令で定めることを予定しています。現時点では、令和6年11月11日に公示した「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(案)」p8(消安法技術基準省令)等のとおり、</p> <p>一 届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること。</p>

	<p>●工場の住所登録が不要な場合の中で、②第三者検査機関とは指定があるのか？ また製品検査とは何をさすのか？</p>	<p>二 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を二年に一回以上行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。</p> <p>三 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。</p> <p>四 その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。とすることを検討しています。</p> <p>現時点では、輸入を行っている海外事業者の数、製造している工場の数にはよらず、上記要件への該当によって判断する方向で検討しております。</p> <p>第三者検査機関にどのような検査機関が該当するかは検討中です。また、製品検査とは、PS マーク対象製品に求めている検査と同じものです。</p>
<p>改正内容の周知に関する質問</p>	<p>●Q7 ⇒ 関係業界との調整におきまして、古物事業者(中古)への意見交換もお願いいたします。</p> <p>●海外事業者を規制対象となるので、今回の改正要求を海外へ周知徹底される必要があると考えますが、特別な方法を考えておられますでしょうか？</p>	<p>引き続き、中古品販売事業者を含む関連する事業者の御意見を伺いながら検討を進めていく予定です。</p> <p>また、法改正により、海外事業者が規制対象として明確化されたため、オンラインモール事業者、在外公館、JETRO、海外の登録検査機関等を通じて海外の事業者にも周知広報を行っていく予定です。</p>
<p>法改正の全体像に関する質問</p>	<p>●今回のインターネット取引、および子ども製品に関する改正は、消安法だけではなく電安法等他の製品安全4法へも適用されるとの考えでよいでしょうか</p>	<p>令和6年10月開催の製品安全4法改正ブロック別説明会の説明資料p1のとおり、インターネット取引の拡大への対応（海外事業者の規制対象化、取引DPF提供者に対する出品削除要請等の創設、届出事項の公表制度の</p>

		創設、法令等違反行為者の公表制度の創設) については、製品安全4法全てにおいて措置しております。一方で、子供用の製品の安全確保への対応については、消安法のみで措置しております。
製品安全四法における規制対象に関する質問	<p>●規制対象の範囲を知りたい。 二次流通（一次消費者がフリマアプリ等を用いるもの）でネットモールに出る場合、EN規格と同じく中古品は対象外という考えであっているか？</p> <p>●販売事業者の定義を知りたい。 消費者対応で、有償でのパーツ販売をする場合、届け出が必要か？</p> <p>●Q5 イベントなどの景品が子ども用特定製品の規制対象かどうかはどこに判断を仰ぐのか？</p>	<p>製品安全4法の規制対象となるのは、事業として行う販売であり、一次流通か二次流通か、また、個人で行うかに依りません。PSマーク対象製品の部品を販売する場合については、部品の大きさ、構造、性質等により、規制対象となるか否かが変わるため、個別の案件については、お問い合わせください。また、PSマーク対象製品を無償譲渡する場合についても、事業として行う販売となり得ますため、個別の案件については、各地方経済産業局にお問い合わせをお願いします。</p>
出品削除要請に関する質問	<p>●1. PSマークがついた製品を分解してみたところ、必要な安全対策がとられていないことが判明した場合、どのようなプロセスで出品削除要請ができるか。</p> <p>1. またその場合に、特定輸入業者、国内管理人には罰則があるか。</p>	<p>規制対象製品に技術基準違反を発見した際は、各地方経済産業局に連絡をお願いします。</p> <p>出品削除要請は、技術基準違反が判明した場合であって、当該技術基準違反によって消費者の皆様には危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときに行うことができます。具体的なプロセスは、個別の事例に基づいて判断する必要があります。</p> <p>また、技術基準違反が判明した場合、特定輸入事業者に対しては、現行の国内の輸入事業者と同様に罰則の適用があります。国内管理人に対しては、技術基準違反が判明したことで直ちに罰則の適用があるわけではなく、検査記録の写しの保存や報告徴収に関する違反があった場合に罰則の適用があります。</p>

届出情報の公表に関する質問	<p>● p 6 の対応の方向性③の公表制度ですが、既存の輸入・製造事業者も含め、経産省殿の HP での公開を予定しているとの理解でよいでしょうか。工場を届出不要となるケースもあるとのことですが、工場所在地も含めての公開になるのでしょうか。変更届などを出すこともあるかと思いますが、最新情報のみの公開との理解で良いでしょうか。</p>	<p>今回の法改正に伴って公表されることとなる届出情報は、氏名、住所、特定製品の型式の区分、国内管理人の情報等です。工場の所在地は公表されません。また、今般の改正法が施行される前に事業の届出をした事業者に関する情報についても公表されません。</p>
経年劣化対策に関する質問	<p>●P. 4 で経年劣化対策とあるが玩具も対象になる予定か？</p>	<p>経年劣化対策を求められるのは、特定保守製品であり、今般子供用特定製品への指定を検討している乳幼児用玩具は特定保守製品への指定を検討していません。</p>
問い合わせに関する質問	<p>●（ご講演者の情報を表示いただけますでしょうか。冒頭聞き逃しました。）</p>	<p>本説明会で改正法の内容についての説明を担当させていただいたのは、経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課の職員になります。</p>

(以上)